

## 第5回吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会議事録

### 1 開催日時

平成30年(2018年)2月2日(金) 午後2時開会～午後4時7分閉会

### 2 開催場所

吹田市立千里市民センター 大ホール

### 3 出席委員

- 浜岡 政好委員(佛教大学 名誉教授)
- 石倉 康次委員(立命館大学 産業社会学部 特別任用教授)
- 豊岡 建治委員(一般社団法人 吹田市医師会 副会長)
- 秋葉 裕美子委員(一般社団法人 吹田市薬剤師会 会長)
- 櫻井 和子委員(社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長)
- 岩脇 ちゑの委員(吹田市民生・児童委員協議会 会計監査)
- 岩本 和宏委員(吹田コスモスの会(認知症家族の会) 会長)
- 樋口 敬子委員(吹田市高齢クラブ連合会 事務局長)
- 矢上 敬子委員(吹田市ボランティア連絡会 会長)
- 益田 洋平委員(吹田市介護保険事業者連絡会 会長、通所介護・通所リハビリテーション部会 部会長)
- 立山 裕代委員(吹田市介護保険事業者連絡会 会計監査、居宅介護支援事業者部会 部会長)
- 富士野 香織委員(吹田市介護保険事業者連絡会 幹事、訪問介護部会 部会長)
- 児浦 博子委員(吹田市介護保険事業者連絡会、訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会 委員)
- 高橋 千秋委員(吹田市介護保険事業者連絡会、介護老人福祉施設・介護老人保健施設部会 委員)
- 菅沼 一平委員(吹田市認知症カフェ交流会 世話役(大和大学保健医療学部総合リハビリテーション学科 講師))
- 谷口 隆委員(大阪府吹田保健所 所長)
- 上條 美代子委員(市民委員)
- 坂手 裕子委員(市民委員)

### 4 欠席委員

2名

- 西浦 勲委員(一般社団法人 吹田市歯科医師会 副会長)
- 清水 泰年委員(公益社団法人 吹田市シルバー人材センター 参事)

## 5 会議案件

### 1 開会

### 2 案件

- (1) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について
- (2) 高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について
- (3) 今後のスケジュールについて
  - ・ 5月26日（土）開催予定の市民フォーラムの内容案について
- (4) その他

## 6 議事の経過

### 〔開会〕

事務局：

（開会のあいさつ）

### 〔資料確認〕

### 〔欠席委員の報告〕

事務局：

（西浦委員、清水委員）

委員長：

（あいさつ）

### 〔傍聴の報告〕

事務局：

傍聴者は3名でございます。希望者が5名以内ですので全員の方に入室いただきます。

### 〔案件1：第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について〕

事務局：

（資料に基づいて概略を説明）

委員長：

本日は計画案の最後の会議になりますので、計画案の最初から確認していく形を取りたいと思います。第1章の計画の概要、第2章の高齢者を取り巻く状況、第3章の計画における基本的な考え方のところで、主な修正点等御説明をお願いいたします。

事務局：

（第7期計画の概要、高齢者を取り巻く状況、第7期計画における基本的な考え方について、第4

## 回計画推進委員会からの主な変更点を説明)

### 委員長：

資料1に基づいて第1章の第7期計画の概要、第2章の高齢者を取り巻く状況、第3章の第7期計画における基本的な考え方の3つの章について、修正箇所を御説明いただきました。これまでのところで、今日お手元に配付しているものの中に既にいくつか反映できているものもありますが、この3つの章について御意見をいただければと思います。第1章は第7期計画の概要で、計画策定の趣旨または計画の期間や策定方法、サービス整備圏域についての考え方、計画の大きな概要に関わる内容です。これに関しての御意見はいかがでしょうか。

(意見なし)

### 委員長：

第2章は若干付け加わったところもありますが、高齢者を取り巻く状況の分析に関わることで、計画の前提である現状をどう捉えたかというところです。かなり詳しく実態調査の結果等を含んで説明されている箇所ですが、何かこれについての御意見はございませんか。

(意見なし)

### 委員長：

続いて第3章です。進捗管理のところも含めて第7期計画における基本的な考え方と、それをチェックするPDCAの仕組みについて記述されています。これに関していかがでしょうか。

(意見なし)

### 委員長：

それでは、またお気づきになれば後でお伺いしたいと思います、無いようですので第4章に入ります。第4章は施策の展開です。基本目標に基づいていろいろ記述されています。第4章の基本目標1「生きがいくつくりと健やかな暮らしの充実」、この箇所での主な修正点の説明を事務局からお願いいたします。

### 事務局：

(基本目標1「生きがいくつくりと健やかな暮らしの充実」について、第4回計画推進委員会からの主な変更点を説明)

### 委員長：

基本目標1について御意見を伺いたいと思います。「生きがいくつくりと健やかな暮らしの充実」について、現状や課題解決に向けた施策の展開、施策の方向としていくつか提示されていることについて、コラムまで含めて御意見はありますか。

委員：

生きがいつくりのところで、生涯学習、生涯スポーツ等書いてありますが、市が開催されるに当たり、ボランティアを常に帯同されたりしたら、その人たちをまた巻き込むことができます。新たに生涯スポーツの教室に来られた方が段々ボランティアに入って行ってボランティアの輪が広がって、健康維持に繋がることもあると思うので、もうちょっとボランティアを上手く使うことも考えて開催されたらどうかと思っています。

委員長：

何かこの記述でこのような言葉を入れたらよいという御意見はありますか。実際に運用のときにこのようなことを心がけていただきたいということによろしいですか。

委員：

はい。

委員長：

他にいかがでしょうか。

委員：

民生委員であり地域の福祉委員としても活動させていただく中で、ふれあい昼食会やふれあい交流サロンなどの催しを月に1回ないし2か月に1回開催しています。しかし、民生委員はなかなか多忙なため、活動をサポートしましょうということで、地域の福祉推進員さんという形で自治会から1名出ただいて、一緒に地域の活動に協力してくれています。参加される高齢者はお元気な高齢者で、会場に出向ける方ということになってきます。そういった方でも年々施設に入られたり、デイサービスに通ったりということで集まりは少なくなっているものの、何とか維持して活動はしています。ただ、地域で活動するというと場所が限られており、公民館は人数が少なくて入りきらないので、コミュニティセンターをお借りしてしているのですが、他団体も皆それぞれ部屋を借りていますし、6か月前からの使用申し込みが条件ですので、活動する者が部屋を取るのはすごく大変です。高齢者がそれぞれ医療機関に行かれる日が決まっていることがありますので開催日時や曜日もまんべんなくしようと、すごく気を遣うこともあり、主催する側は部屋取りにすごく苦慮しています。開催してしまえば、それなりに楽しく過ごしていただいていたと帰っていただけるのですが、開催する側にとって、まず部屋取りから頭が痛いという声があつても出ます。会場というところで何とかならないかと。常設までは望みませんが、ちょっと何かできないものかと常に私たちは考えています。

委員長：

何回かこれは意見として出てきていますが、いかがでしょうか。

事務局：

後ほど御紹介させていただこうと思っておりましたが、今日配付させていただきました当日資料1で、本当に同じような御意見を事前にもいただいておりますので、そちらも合わせて見ていただけますでしょうか。今御意見いただいたように、まず場所がないとそういった地域でのサロン活動や集いの場というものが実施できないという御意見もいただいております。「回答・修正案」のところで、

地域福祉活動をする場所が歩いて行ける距離にあるということが大事なことでおと思っています。市民意見等でもいただいている中でお伝えしてきましたが、公共施設は限りがある中でそこから少し広げて、2段落目の3行目に書いてありますが、介護サービス事業者等が提供可能な場所をリスト化する作業を進めております。その場所についても、高齢者の方が使いやすいのか、例えば2階、3階の部屋が使えても、エレベーターがなくて階段でしか上がれないというのは、高齢者の方が集まる場所にはあまり適さないのではないかともあります。そういった提供可能な場所が高齢者の方にとって使いやすい施設であるのかどうかということ、昨年吹田市に置いております広域型生活支援コーディネーターという、地域全体の生活課題に取り組んでいる専門職が情報を整理し、各地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー等と連携をして、地域福祉活動をされている方に繋げていくという取組を進めてまいりたいとおと思っています。

「生きがいづくりと健やかな暮らしの充実」の81ページ、「地域活動参加への支援」で、場所については丸の5つ目に「地域活動等に必要な場所を確保できるよう、身近なところで気軽に参加しやすい環境づくりに努めます」と書いてありますが、合わせてこれと対になるのが108ページ、基本目標としては4になりますが、「集いの場の充実に向けた支援」ということで「介護サービス事業者等と運営団体とのマッチング」を入れております。修正案に書かせていただいておりますが、身近なところで気軽に参加できるということがやはり大事だろうということで、同じような表現で、81ページに合わせて少し書き加える形で修正したいとおと思っています。

#### 委員長：

108ページにも今御意見いただいたようなことが記述されているということです。公共の施設だけではなく、介護サービス事業者が提供されている施設等にはコミュニティスペースなどが設けられることも増えてきています。そのような場も活動の場として生かせるように、情報がきちんと提供できるようにということも含めて取り組むというのが、ここでの記述かと思っております。それでもなかなか苦労は絶えないと思っております。

基本目標1に関して、他に御意見いかがでしょうか。

#### 委員：

84ページの健都のところです。周りの4キロメートルほどの歩道は、大雨の日は水がいっぱい溜まって、まずあそこは散歩道としては通行できないだろうとおと思っています。それと公園がありますが、まだ施設としては南千里公園の方が充実しております。とりあえず公園の設備等は、介護予防をするようなところであったり、あるいは高齢者が集えるようなコミュニティの場所であるという健都にふさわしいイメージが今のところ非常に低いのですが、その辺のところでは何か作っていくようなアイデアを既にお持ちで書かれているものと思っております。今のところは貧相な気がして心配しております。

#### 事務局：

健都のウォーキングコースや遊歩道は私も大好きで往復していますが、おっしゃるとおり足元が歪んできていますし、一部の地域では樹木が中に入って行って横の広さが十分とれない、半幅しか使える場所がないといった非常に悲しい状況にあると思っております。まず遊歩道については、我々の方からあそこの遊歩道を担当している部署に対して、できれば障がい者の方たちの就労の場として提供してほしいということで積極的にアタックしている状況でございます。健都自身については、今おっしゃっていただいた器具の関係は、次にオープンするところがオープンすれば、それなりに十分整ってくる

のかなと思っております。本来の健都の中で健康増進を図っていくための広場というのはこれからオープンするはずです。ですから、全体の中ではもうしばらくお待ちくださいというのと、役所の悪いところで、よいものを作っても後の手入れをしないというのがありますから、そこはしっかり追い求めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

それでは続いて、基本目標2に入りたいと思います。「相談支援体制の充実」について、これも現状等を含めて記述されている箇所ですが、主な修正点の御説明をお願いします。

**事務局：**

(基本目標2「相談支援体制の充実」について、第7期計画案への委員意見及び修正案、第7期計画素案に対する市民意見と市の考え方(案)を説明)

**委員長：**

それでは、基本目標2について御意見を伺いたいと思います。

**委員：**

90 ページの地域ケア会議のところですか。今の説明の中にも地域ケア会議の議題に出していきながら、話し合いの場を作るということだったと思いますが、地域ケア会議は現在、各ブロックごとに行われていると思います。ただ私は訪問看護の立場ですが、出席することがなかなか難しい時間帯に開催されているのではないかと思っております。それと事例検討会も少し偏りがあるのではないかと思っていて、いろいろなサービス事業者も含め、お話する場を作るという意味では、もう少し開催の時間帯や議題の工夫ができないと、現状だとなかなか参加しようという気持ちにならないです。その辺の工夫をぜひお願いしたいです。地域ケア会議はとても大事だと思うのですが、それができればと思っております。

**委員長：**

これに関して、実態や御意見はいかがですか。

**事務局：**

御指摘のとおり出てこられる時間帯というのが、それぞれ皆さんお仕事を持っておられるということで課題としては把握しており、今年度最後の定例会において、アンケート形式で今の開催時間や開催回数、議題等について意見を聴取したところです。今度、全体で調整会議があるのですが、そこでも全体の意見を聞き、来年度一年間かけながら、委員がおっしゃった課題については検討して、より出席しやすく、より地域課題等が見つけやすいような地域ケア会議を進めていきたいと考えております。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

**委員：**

資料3の2ページです。「地域包括支援センターの運営状況や評価結果を公表し」とありますが、この評価基準とガイドラインはどのようなものでしょうか。それと、評価基準というのはどのように公表して、一般の方に分かりやすく評価しているのでしょうか。

**事務局：**

地域包括支援センターの評価については、公平公正な目でされているかということで、国からも積極的に取り組むように言われておりまして、本市でも既に一定の取組に着手しております。今年度行った評価は、基本的には、こういったことを地域包括支援センターには担っていただきますと業務の仕様書に挙げている項目について、仕様書のとおり通常にできていればB、求めている以上に少し頑張れている部分、上乘せしてできている部分があればA、求めているレベルに満たないのであればCと、各項目について地域包括支援センターにまず自己評価していただきました。それを高齢福祉室が更にチェックして、地域包括支援センター運営協議会という市民委員を含めて御意見を頂戴する協議の場に御報告したところでした。評価結果のとりまとめについても、Cだったところの改善のモニタリングをこの1月に行っているところで、改善できたかどうかを取りまとめた形で市のホームページ等にも載せていきたいと思っております。運営協議会の御意見としては、利用者アンケートも評価に加味しているのですが、市民にとって地域包括支援センターが使いやすかったのかどうかという辺りを特に重視してほしいという御意見もいただきました。より分かりやすく、そして市民のためになっているのかどうかを加点した評価に、今後更にブラッシュアップしていきたいと思っております。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

**委員：**

計画書の冊子の89ページの「(2) 相談支援の連携体制の構築」の丸の3つ目に「地域共生社会に向け、基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業所等と連携し」とありますが、ここで言う「障がい者相談支援事業所」と書かれている部分に関して、委託を指すのか計画を指すのか、それとも両方なのかを教えてください。

**事務局：**

89ページの「障がい者相談支援事業所」が委託相談を指すのか、計画相談支援を指すのかということですが、基本的には委託相談支援事業所を考えております。ただ、そこに「等」と書かれていますので、広い意味での相談支援事業所と捉えていただいてもよいのかなと。そういった意味では計画相談も含めた連携と考えていただきたいと思います。

**委員長：**

他にいかがですか。

**委員：**

先ほどの地域ケア会議とか、事業所やCSWの方や訪問介護の方とか、地域の高齢者の問題に関し

て本当にちゃんと連携してやっていかなければいけないということが書いてあるのですが、地域の課題をそこで発見して解決するところまでがすごく大事だと思います。連携という言葉はすごく書いてあるし、情報提供ということも書かれています、最終的には何をやる場所か、それぞれの市民の方の困りごとを解決していくためにどのように連携していくのかということが書かれていたらよいと感じました。

それから少し戻って申し訳ないのですが、先ほどのボランティアの方の場所がないというところのお話から、92 ページと 80 ページを見ていたのですが、高齢者がどんどん増えていったときに理想にたどりつくことはもう無理だという頭があるようですが、これは今の時期に大事なことから民間なり地域の本当に徒歩で行けるところは、月 1 回なり 2 回は使いましょと、そのような発想にはならないのかなと思います。それは、ボランティアの方がそこに入って行って体操をしましょとか、そのような位置づけをしていくと変わるのかなと思います。なぜなら、その事業所に行って本当に何かできるのか、そこが行きやすいのかどうかは、普段そこに行っていない者にとっては、生活しているうえで想像しづらいからです。そこを日頃から通えるようなアプローチがあればよいのですが。公民館だったり小さな集会所だったりどこでもよいので、自分の地域は自分たちでやっていこうという趣旨があるにも関わらず、ボランティアの方の位置づけはずっとボランティアでよいのか、やはり指導者として認めていくならその位置づけをすればよいし、そのあたりの考え方が少し変わっていけばよいかなと思いました。

#### 委員長：

今の御質問と言うか御意見は、活動のあり方と場所のあり方が両方絡んで、新しく事業所が持っているコミュニティスペースみたいところを提供されても、なかなかうまく使いにくいのではないかという御意見であったかとも思います。何かこれに対してのお答えはありますか。

#### 事務局：

まだ民間事業所の活用ということをしていないので、具体的な内容は申し上げられないのですが、現状でいきますとやはり介護認定を受けないと事業所に行かないので、利用者の方と事業所とに一線があるのかなと思っています。介護保険を使って初めてこういうところがあるんだということに気付いていただくのではなく、元気な時からちょっと行けるところ、皆で話し合いに使えるところが事業所であって、それが介護保険を使うと先々こういうサービスが受けられるということ、元気なうちから知っていただければと思っています。集える環境が整って、その中から事業所の中でこういうことがお手伝いできるのではないかと、ボランティアが湧きあがってくれば、住民の方が事業所を支えていただくということにもなりますし、身近なところに安心できる施設なり事業所があるということは、皆さんが住みやすい環境にもなると思います。そういったところを目標に位置づけていきたいと思っています。その中では今おっしゃっておられたように、ただ単に場所がありますよ、どうぞということだけではだめで、お互いに使いやすい、使える仕組みをこれから構築していく必要があると思っています。

住民主体のいろいろな活動のソフトの面、あるいは場所の面というのは、本当にこれから充実が図られないといけないと痛感しておりますが、場所の面で言いますと幅の広がりも既にかなり出てきていると思っています。特別養護老人ホームや介護老人保健施設等で認知症カフェや、その他のカフェのようなものを定期的にされて、地域の方にどうぞ気軽に来てください、サロンとして使ってください



いと取り組んでおられるところは既にたくさんありますし、大きな施設でなくデイサービスや訪問系の事業所であっても、土曜日に介護講座をやります、来てくださいと近所の方にチラシをまかれて、場所を提供されたりということなども少しずつ広がってきていると感じます。最近で言いますと北千里のイオンの店舗内のフロアを使わせていただいて、地域の方が集まって体操の場として使っています。イオンとしてはその後買い物していただければということもあって提供していただいています。高齢者の方の元気づくりや集いの活動に地域全体がどうぞと場所を提供していただけるという雰囲気広がりに、少しずつ手応えを感じています。もちろんおっしゃっていただいたように、そもそもそのためにある公民館や市民ホールという公的施設をしっかりと活用しないとということも含めてですが、幅広く身近なところがあればよいと思って、視野を広くもって進めていきたいと思っています。

**委員長：**

よろしいですか。

続いて、基本目標3と4に行きたいと思います。「介護予防の推進」、それから「自立した暮らしの実現に向けた支援の充実」、この2つについて御説明をお願いします。

**事務局：**

(基本目標3の「介護予防の推進」、基本目標4の「自立した暮らしの実現に向けた支援の充実」について、第7期計画案への委員意見を説明)

**委員長：**

それでは、基本目標3の「介護予防の推進」、それから基本目標4の「自立した暮らしの実現に向けた支援の充実」に関しての御意見、御質問はございますか。

**委員：**

私の方からは修正ではなく、施策を進めるに当たって注意していただきたいというか、意識していただきたいことです。一言で言うと、啓発です。集いの場などの情報が市民に行きわたっているのか、全部の施策に言えることですが、それぞれの施策の情報がきちんと住民に届いているのかというところ。リーフレットとかチラシとかをいろいろなところに置いてくださっているとは思いますが、高齢者を介護する御家族の方、特に認知症の方になってくると、最初に気付くのは家族の方で、そういった家族、介護者は少しずつ若くなっておられまして、40代若しくは30代の方もいらっしゃるかもしれません。そういった方は、わりとインターネットのスキルをお持ちだったりします。インターネットの情報をどれだけ充実させるのかになってくるのですが、もちろん集いの場などの情報はインターネットで公表されていると思います。ただホームページのどこを見てよいのか分かりません。例えばグーグルのトップページで「吹田市 集いの場 高齢者」で検索したら直接リンクするところが最初に出てくるとすごく分かりやすいのですが、それでもなかなか出てこなくて分からなかったりします。吹田市の認知症カフェはすぐ出てきました。集いの場はどれだけあるのか調べたとき、僕もなかなかたどり着けず、いきいき百歳体操もどれだけあるのだろうと思って調べましたが分かりませんでした。そのような感じで、ウェブ上でいかに欲しい情報に誘導していけるのかというところも、施策を実施するに当たって工夫してほしいですし、もしされているのなら申し訳ないですが、ホームページ上でこのページはどれだけ閲覧されていて、どれだけ滞在しているかという、ウェブ解析、例えば認知症カフェのページはこれだけ閲覧されているなど、そういったことも分析して何かの対策の一助

にしていただければと感じております。

**委員長：**

情報の伝え方です。高齢者とかなり若い世代の情報の取り方も違うでしょうが、特にウェブ上のところでどうするのかということでした。これは要望ということでしょうか。

**委員：**

介護者層とか若い人たちが、うちのおじいちゃんどこか居場所がないかなということでウェブで検索したときに、もう少し分かりやすい誘導できるような工夫をしてほしいという要望です。

**委員長：**

既に取り組んでいることはありますか。

**事務局：**

まず1つは、106 ページのコラム 18 で紹介しているのですが、開催頻度や参加の自由度別でこんな集いの場がありますということ、本当に概要ですがまとめました。集いの場の一覧については、広域型生活支援コーディネーターがまとめており、社会福祉協議会のホームページで随時更新もしながら一覧を公表しております。ただ、今おっしゃっていただいたように、「吹田市 集いの場」と検索をしてここにたどり着くようにはなっていないと思いますので、それを検索できるようにしていきたいと思っています。

もう1つ、127 ページのコラム 23 で紹介していますが、「すいた年輪サポートなび」を昨年11月からスタートさせており、医療機関の情報や介護サービス事業所等の基本情報を検索できるサイトとして立ち上げたものです。医療・介護連携のところに掲載しておりますが、認知症支援、あるいは介護サービス事業者の検索をしていただくということも含めて紹介をさせていただいております。こういったところで集いの場の紹介もしながら、インターネットでも情報検索していただけるように、今回重点取組にもしておりますので、周知・啓発の部分には力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

では続いて、基本目標5の「認知症支援の推進」の修正点について、説明をお願いします。

**事務局：**

（基本目標5「認知症支援の推進」について、第7期計画素案に対する市民意見と市の考え方（案）を説明）

**委員長：**

基本目標5について、御意見はありますか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、続いて基本目標6「在宅医療と介護の連携の推進」について、前回の委員会でもかなり意見が出たところですが、主な修正点の説明をお願いします。

**事務局：**

(基本目標6「在宅医療と介護の連携の推進」について、第7期計画案への委員意見及び修正を説明)

**委員長：**

基本目標6の「在宅医療と介護の連携の推進」についての修正、または補充した箇所の資料の説明でした。この件に関していかがでしょうか。

**委員：**

今の訪問看護事業者によるターミナルケアに関する介護報酬加算の給付実績が15事業所37件というのですが、これは介護保険上のターミナルケア加算でしょうか。

**事務局：**

介護保険上の介護報酬の加算の実績になります。

**委員：**

そうすると、在宅におけるターミナルケアという終末期医療をどう捉えるか。要するに看取りの数を示すならば、介護保険だけで十分なのでしょうか。介護保険の計画なのでそうかもしれないのですが、実際は訪問看護ステーションがターミナルケアをやっている、要するに看取り加算を取っていくには、医療保険の方がかなり多くて、介護保険の実績だけを出していくというのではとても不十分ではないかと。別々に書くとか、追加するとか試みてはいかがでしょう。

**事務局：**

おっしゃるとおりターミナルの最期の2週間というのは、訪問看護が介護保険と医療保険同じサービスになりますので、医療保険優先になり、報酬請求はほぼ医療保険で請求されることになるのかなと思います。そうなってしまった場合、正確な数字はこちらで把握できないことと、介護保険側でもこのような看取り介護加算の請求が発生していますので、そのような意味では介護保険側でも終末期のケアは進んでいるという意味合いの数字の出し方が一つはできるのではないかとということで今回挙げさせていただきました。本当は医療保健の数字も具体的に挙げるのが一番よい形であろうかと思いますが、医療保険の数字が正確に取れないということで、今挙げられる実績はこういう形になります。

**委員：**

なぜ正確な数字が取れないのかが分かりません。医療保険上できちんと報酬が出ていると思うので、取れなくはないと思います。なぜここに引っかかるかと言うと、介護保険でのターミナルケア加算はすごく少く、各事業所で1年間に2、3件あればよい方ですが、どちらかと言うと医療保険でターミナルケアをたくさんやっています。在宅でたくさんターミナルケアをやっているという現状をもう少し皆さんにお知らせした方がよいと私は思っております。前の方のところでも、お家で最期を迎えたいが、介護負担があつてどうこうという記載があると思います。実際は看取れなくはないことの意味合いを強く出すとすれば、医療保険でも実際使っているわけで、介護報酬上は少ないでしょうが、最終的に看取りのところになると、介護保険では足りなくなっていくと思います。そうすると、全部医療保険

に変わっていくというところが現状なので、ちょっと数が少なすぎる現状が見えると思います。介護保険上はこうかもしれません。

**事務局：**

元々、後期高齢者医療制度がない時代は、国民健康保険でこちらの方で数字を確認できていたのですが、後期高齢者医療制度ができて広域のデータになってしまったので、市町村で細かな診療報酬のデータ管理ができていません。その辺も含めて明らかな情報を出せるのかどうか確認させていただいて、ここの掲載については再考させていただくということで、委員長に一任いただければありがたいです。

**委員長：**

これを載せるにしても、今言われたように介護保険のデータなので、実態よりもかなり限定的な数字だということが分かるようにした方が正確になるかと思います。

他にいかがでしょうか。

**委員：**

129 ページの下の辺りですが、お薬手帳を持っていると薬代が安くなるという記載は、市や私たちのレベルではなく、国の施策で2年ごとに変わってまいりますから、必ずしもではないので、お載せにならない方がよいかと思います。2年前は違いましたので、この掲載の仕方だと誤解を招きます。お薬手帳を持って行くことによって、その方の今までの履歴が分かるということで、医師の側も私たちの側も患者さんの説明に助かるということの観点です。持って来てもらうための啓発でこういうことが起こっていますが、続くのかどうかは、多分予測としては外れるかもしれませんので、掲載なされない方がよろしいかと思います。

**事務局：**

医療保険制度は2年ごとに改正されるので、今後どうなるのか不明との御指摘ですので、安くなるということではなく、お薬手帳を持って来ていただいた方が、より併用の状況等も含めてベターなのでぜひ持って行きましょうというように、安くなる以外のメリットと言いますか、本来のお薬手帳の狙いのようなことに表現を入れ替えて修正させていただこうと思います。

**委員：**

その方がよいかと思います。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

続いて基本目標7「安心・安全な暮らしの充実」、基本目標8「介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営」に関する修正点等をお願いします。

**事務局：**

(基本目標7「安心・安全な暮らしの充実」、基本目標8「介護サービスの充実・介護保険制度の

持続可能な運営」について第4回計画推進委員会からの主な変更点を説明)

**委員長：**

基本目標7の「安心・安全な暮らしの充実」、基本目標8の「介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営」について御意見、御質問等がございますか。

**委員：**

基本目標7の135ページの福祉避難所の関係ですが、福祉避難所としてこの間たくさん施設が指定を受けておられまして、開設訓練もこの1月に4施設行われているということで、過去2年も含めると相当数の施設が福祉避難所の開設を進めて、関係施設との協議も進んでいるのかなと思っています。更にこの福祉避難所の指定を増やすことは非常に大事なことだと思っていますので、大きい特養や老健のような施設が主なところですが、例えばデイサービスであるとかそういったところにも働きかけながら指定の箇所を増やしていくという努力も大事だと思います。同時に市民の方に福祉避難所がどういうものかという啓発もやっていくということが大事だと思いますので、この辺り何か文言として載せられるかどうか分かりませんが、必要ではないかと思っています。

**委員長：**

福祉避難所について、現状28施設ということですが、市民に対する啓発ですね。

**事務局：**

市民に対する啓発は必要だと思います。ただ、そもそも福祉避難所というのがすごく勘違いされていると言いますか、数を増やしていけばすべて使えると思われている節があります。あくまでも福祉避難所の指定をされたところは、イメージとしては場所貸しになります。そこを運営するのはボランティアということになりますから、今、吹田市では40弱を指定していたと思いますが、その全部をオープンできる人的配置の計画を全く立てていないというのが現状です。一番大切なのは実際に動かしていける施設を確保したいというのが、今部内で検討している状況です。ですから、まずは二次避難所だということを市民に強く啓発していく必要があります。熊本地震のときに福祉避難所に一般の避難の方が集まった関係で、福祉避難所としての機能を全く果たせなかった、かなり遅れて大学の方で受け入れが始まったという状況になっていますので、もう一度しっかりと福祉避難所というのはどういうものであるのか、どういうふうに運営していくのかということについては、ここに記載する分とは別にしっかりと固めていきたいと思っています。啓発については、御指摘の御意見を踏まえて何とか入れたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

それでは続いて、第5章の「介護サービスの見込量と保険料」、第6章の「地域包括ケアシステム構築のロードマップ」、それから資料編に関しての修正点の御説明をお願いします。

**事務局：**

(介護サービスの見込量と保険料、地域包括ケアシステム構築のロードマップ、資料編について第4

回計画推進委員会からの主な変更点を説明)

**委員長：**

それでは、第5章「介護サービスの見込量と保険料」、第6章「地域包括ケアシステム構築のロードマップ」、資料編についての御意見、御質問はございますか。

**委員：**

169 ページの「地域密着型サービス事業所の必要整備数」のところですか。この中の看護小規模多機能型居宅介護は、去年まではどの地区でも1か所とおっしゃっていたと思うのですが、今回は山田・千里丘地域に1か所のみとなっています。計画案の前の方を見ると、余剰の場所を使ってと書いてあったと思うのですが、その影響で1か所と限定されたのでしょうか。多分どこもやっていないと思います。何とかやりたいと、一生懸命いろいろなことを考えているのですが、山田・千里丘地域で1か所となると、また来年からできなくなったと思うのですが、なぜここに1か所と限定されたのか、理由などを教えていただくことはできますか。

**事務局：**

地区別の高齢者の人口比などを勘案し、山田・千里丘地域と設定させていただいたのですが、おそらく公募については前回と同様、この地域に限定せずに、この地域での応募には加点をさせていただくということに留めさせていただいて、市全体で1か所の公募になるだろうと考えております。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

**委員：**

140 ページですが、人材確保の推進のところ、資格取得に取り組む介護サービス事業者に対する支援をするとあります。この資格は介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修に限定されているのかと見受けたのですが、介護支援専門員も含めて介護の現場で働くすべての職種が介護人材と我々現場では思っていますので、限定せず、例えば「等」を付けていただくと、すごくよいのではないかと思います。

**事務局：**

御指摘のとおり、私どもも広く支援を進めていきたいと思っておりますので、「等」を入れたいと思えます。人材確保がこれから進んでいく中で、医療ニーズやボランティアニーズなどいろいろなニーズがありますので、そういった現場の意向に沿った研修が必要だと思っています。その中で第1回目として、第7期から始めるのは介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修になっていますが、今後何が必要かというところは現場の皆さんの御意見を頂戴しながら、行政として考えてやっていきたいと思っていますので、ぜひとも人材確保していただけるようによろしく願いいたします。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

全体を振り返って何か一言ございますでしょうか。

**委員：**

1つ教えていただきたいのですが、先日札幌で火災があって高齢者が亡くなりました。ニュースの範囲しか知らないのですが、アパートにお住みになっていたということらしいのですが、実際は住宅型有料老人ホームではないかという見方もありました。あのような施設は吹田市にもあるのか、それを行政として把握されているのか。もしそのような施設があるとしたら、安心安全な住居は高齢者にとって大事な話でしょうから、火災報知器までいかないのかもしれませんが、いろいろなところに防災上の配慮などの記載もあるものですから、計画に書き込むのかどうかは私も迷うのですが、そのようなことについて事務局のお考えを聞かせていただければと思います。

**事務局：**

札幌でとても痛ましい事件が起きました。新聞の記事にも書かれておりましたが、高齢者の方にお入りいただいて食事を提供されている形態は、「有料老人ホーム」という位置づけになり、吹田市で言いますと福祉指導監査室に届け出ていることになっているのですが、なかなか届け出をしていただけない施設が現状としてはございます。福祉指導監査室から地域包括支援センターに、高齢者の方がたくさん入居される建物が建ったときは情報提供してほしいと依頼し、連携するようにはしておりますが、それ以外にこちらサイドがあのような形の施設を把握する術は正直なところないのが実態です。

札幌の火事は自立支援施設ということで、今朝、札幌の消防が記者会見で言っていたのですが、あそこはいわゆる寄宿舍ではないとのこと。ですからスプリンクラーが必要ではないということを書いていました。多分、今後いろいろな中でその辺りが明らかにされていくであろうとは思いますが、吹田市内にも同じような建物はたくさんあると思います。実際、今生活保護で入れる金額の家賃は吹田市内では公営住宅以外には少ないので、逆に木造の古い建物で共同で住んでおられるところがターゲットになってきます。実質同じような状態のところはたくさんあり、部内では福祉指導監査室との連携がありますが、消防はそれなりに情報を持っていますので、今後は消防当局との情報連携もしっかりと進めていきたいと思っています。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

**委員：**

先ほどと話が重複しますが、ボランティア連絡会に入っているメンバーは、だいたい75歳くらいが中心ではないかなと思います。それくらいの方がボランティアをすることですごく元気でいらっしゃるということで、いきいき百歳体操などに参加された方をボランティアに誘い込んで、その人たちがよそでそれを指導することで生きがいを持たれて、ますます元気で暮らされるということが理想ではないと思います。高齢者が高齢者を支えるというところで、ボランティアがまちのちょっとした困りごとに携わることなどがよいのではないかなと思っています。市長の年始の御挨拶で、「放っとかれへん、見てられへん」というお節介を支えるのが吹田市の仕事だとおっしゃっていたので、ボランティアをもう少し活発化できるような施策を考えていただけたらと思っています。

**委員：**

前に戻って申し訳ないのですが、私は社会福祉協議会から参加させていただいて、地域の福祉委員会をしています。ボランティアという言葉がたくさん出てはくるのですが、今、各地区の福祉委員会

で非常に困っているのは、やはり担い手が後に続いてくれるのかどうかという問題で、「新たな担い手の確保」という言葉が出てきていますが、どちらかと言えば私たちは若い層の担い手を求めたいというのが現実です。実際に今おっしゃったように、高齢者が高齢者を支えるという、ボランティアにある程度生きがいを持たれている方というのもあるのですが、地域で何かをするときに、例えばこういう会場を設営したいとか、重たい物を運びたいというときに、やはり若い人がいなければなかなかそのようなことが難しくなっているということと、いろいろな研修会などにも行きにくいから行けないんだとおっしゃる高齢者のボランティアの方もいらっしゃるのです、やはり新たな担い手というのか、若年層のボランティア、そのためには研修などを開く日にち、時間なども、先ほどの地域ケア会議のお話にもありましたが、そういったところを考えていただくこともあるかと思います。それから、地域では無償にボランティアをやっているのですが、若い方にとって無償がこれから通用していくのかどうか。やはりある程度、有償のボランティアや点数を貯めていくようなボランティアといった、新たな取組も考えていかないと、今後地域の担い手不足になり今までやっていたことができなくなるとというのが、最近各地域で心配されています。意見として述べさせていただきました。

**委員長：**

追加とか修正とかではなく意見ですね。地域福祉の人材確保のことが謳われていますので、特に若い世代で次の担い手をどうやって作っていくかという工夫が必要という趣旨の御意見だったかと思えます。

今日が最後ですので、本当は委員の皆さんに1人ずつ意見を聞く予定だったのですが、既にかんりの御意見をいただき、大幅に時間が過ぎています。最後にもう一言どうしても言いたい、発言したいという委員がおられましたら、若干時間を取りますのでいかがでしょうか。

**委員：**

計画に盛り込んでいただいて大変嬉しいと思っているのですが、やはり市民をお客様にしてしまわないというところで、「ともに」という言葉でいくつか修正を加えていただいてありがたいと思っております。行った後の結果、市民がどうだったのかの確認というか、そういったものを吸い上げる仕組みは、この場面の中では難しいだろうと思うのですが、ぜひ入れていただきたいと思っております。声の小さい人や出しにくい人など、そのような人が一番使われにくいので、ぜひそのようなところも吸い上げられるというような仕組みも何とか工夫していただけたらと思っております。

**委員長：**

他にいかがでしょうか。

**委員：**

今、地域での支え合いということが言われていますが、それは後10年経てば様相が変わるだろうと思っています。今の60代はスマホなりパソコンなりを使える人が9割いるわけです。60代後半、70代になってくると半分とか、80代になると2割になってくる。そうすると、重たいものが持てない、買い物ができなくて困っていると言っても、私たちの世代が80代になればネットでできるという世の中になってくる。助け合いについても、例えばツイッターでこんな支援がほしいと言えば、またたく間に解決したということがいっぱいあるのに、それはここでは生かせない。第7期計画ではそれは利用できない。なぜかと言うとスマートフォンやパソコンをせない人が多いからだと思えます。でも、例えば本当にこういうことで困っているの、いついつ助けてほしいと思えますと発信する人がいる。



それをSNSで受け取って、その時間空いている人がいるというやり方でいけば、人が足りないとか皆の関心がないということは、もしかすると解決するかもしれない。だから今はそのようなものは必要はないのかもしれないですが、将来的にこのようなアナログで近くの人がお顔を見ながらというのではなくて、インターネットなりSNSなりを利用した方法をどうやって構築していくのかということも、考えていっていただきたいと思います。

**委員長：**

これから将来、先ほどウェブの話が出ていましたが、情報環境が大きく変わってくるので、それにふさわしい助け合いの形というものを考えていくべきではないのかという御意見だったかと思います。

**委員：**

今おっしゃっていたSNSなど、ネット上で発信していくというときに大事なことは、キーマンが居ることです。キーマンがやはり居ないと繋がっていかないのではないかと、そこをどういうふうに養成していくのか、人材を作っていくのかということがすごく大事になってくるのではないかなと思います。

**委員長：**

いろいろ新しい課題を提案していただいたかと思います。

**副委員長：**

1つだけ意見ですが、今日の案で若年性認知症のところが大分補強されてよかったなと思います。今もおられるのでしょうが少ないものですから、声が表に出てこない。だけれどもその少ない当事者の方は、いろいろな問題があって結構大変なんです。そのような人たちに繋がるような仕掛けをたくさん作っていかないといけないと思います。私に関わっている2つケースがあるのですが、介護している人が若者だったりする。大学に行くのを断念して途中で辞めたとか、そういった若い世代の子が同じような世代の子とずれてしまって、そのことでショックを受けているというように、いろいろな問題と繋がっていくケースがあります。そういった子たちに対するサポートの仕組みを、サポートというかまず実態ですね、どういう状態でおられるのかつかめるような形を作っておくことがすごく大事ではないかなと思います。認知症カフェも、その方が行ける場として重要な場かなと思っています。

**委員長：**

それでは、第7期の吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がほぼまとまりました。今日、御意見をいただきました文言の修正等が若干ございますので、それは委員長の私にお任せいただいて、それを反映させるという形で、本委員会より市の方へ答申書をお渡ししたいと思いますが、それよろしいでしょうか。

**委員一同：**

(拍手をもって賛同)

**事務局：**

それでは、答申書を吹田市長の代理として部長の後藤がお受け取りさせていただきたいと思います。

(答申書読み上げ、手渡し)

事務局：

ありがとうございました。なお、委員の皆様には答申書の写しを後日送付させていただきます。本計画案につきましては、市の高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部におきまして、最終決定される予定となっております。介護保険料の改定につきましては、平成 30 年 2 月定例会に提案させていただきます。

〔案件 2：高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について〕

事務局：

(高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について説明)

委員長：

ただいまの説明に対して、御質問、御意見等はございますか。

委員：

今の相談支援センターを委託にしていくなかで、地域包括支援センターの業務に障がいの相談支援部門を組み入れるという考えはないのですか。

事務局：

基本的に地域包括支援センターの業務は、介護保険法に基づいた地域支援事業、それから障がい者の相談支援センターの業務は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置付けられていますので、地域包括支援センターに組み込んでいくという考え方はございません。

委員：

では、別ですね。

事務局：

はい。

委員長：

最近、我が事・丸ごと路線が強調されて、高齢者と障がい者を結びつけるという動きがあるので、委員の御指摘のような方向かなということで御質問があったと思います。

事務局：

補足になるのですが、もちろん今の地域保健福祉センター 3 か所は、高齢者と障がい者の事業をともに行っておりますので、そこを委託した際に高齢者の事業と障がい者の事業を実施していきますので、結果的にそのセンターが高齢、障がいの部門を同時に実施すると思いますが、組み込んでいくという考え方はございません。

〔案件 3：今後のスケジュールについて〕

**事務局：**

今後のスケジュールについて、御説明いたします。5月26日土曜日に阪急山田駅・駅前の夢つながり未来館におきまして、市民フォーラムを開催する予定となっております。また、計画推進委員会につきましては、策定いただきました第7期計画の進捗管理のため、平成30年度に1回開催する予定です。

**委員長：**

5月に市民フォーラムを開催する予定になっておりますが、フォーラムについてテーマや希望など、御意見はございますか。

(意見なし)

**[案件4：その他]**

**事務局：**

本日をもって、平成29年度の計画推進委員会はすべて終了となります。  
最後に、部長の後藤から皆様に御挨拶申し上げます。

**[部長あいさつ]**

**委員長：**

それでは、これをもって本日の会議は終了したいと思います。ありがとうございました。

**事務局：**

ありがとうございました。